

教育課程における特別活動の方向性

－高等学校を中心に－

Direction of Special activities in curriculum

～ Focusing on high school ～

青木 猛正

1 教育課程の構成領域

学校教育法施行規則では、小・中・高等学校の教育課程の構成領域は、次のように示されている。

小学校（第50条）

各教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動

中学校（第72条）

各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動

高等学校（第83条）

各教科に属する科目・総合的な学習の時間・特別活動

このように、各学校における教育課程編成上、特別活動も重要な位置を占めている。

現行の小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（ともに2008年改訂）、高等学校学習指導要領（2009年改訂）には、「特別活動」の目標と活動について、次のように定められている。

表1 特別活動の目標と活動（下線筆者）

学校種	小学校	中学校	高等学校
目標	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、 <u>集団の一員</u> としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、 <u>自己の生き方</u> についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、 <u>集団や社会の一員</u> としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、 <u>人間としての生き方</u> についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、 <u>集団や社会の一員</u> としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、 <u>人間としての在り方</u> についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
活動	学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事	学級活動、生徒会活動、学校行事	ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

これらの目標からも明らかなように、特別活動では「望ましい集団活動」を前提とし、児童生徒が自らの生活や人間関係の構築、及びそのための自主的・実践的な態度の育成、最終的に生き方の探求等を通して、自分自身を生かす能力の育成が重要となっている。そのためには、心身の発達ともに発達状況に応じた活動領域を踏まえることが必要である。

その一端として、小学校は「集団の一員」とし、学校を中心とした身近な集団を前提としている。それに対し中・高等学校では「集団や社会の一員」と、その活動範囲を広く社会と捉えている。

加えて「自己を生かす能力を養う」こと的前提として、小学校は「自己の生き方」であるが、中学校は「人間としての生き方」、高等学校は「人間としての在り方生き方」についての自覚を深めるとしている。これらに関しても、個から集団への発達に基づいていると考えられる。

さらに、特別活動で行われる「活動」に関しても、通常の時間割に組み込まれ、35単位時間(小学校1年生は34単位時間)で実施される学級活動(小・中学校)とホームルーム活動(高等学校)の違いについて、小・中学校では教科に関する学習が、一部少人数学習等を除いて基本的に学級単位で実施されているのが実態であるため、学校生活の基礎集団として「学級」の役割があると解される。

それに対して、高等学校では必修科目は一部で、多くの科目が選択科目であるのが建前である。その必修科目においても、「芸術」等教科内で科目選択が行われている。そのため、学習のための集団(学習集団)と、生活の基本

となる学級集団(生活集団)が異なるのが本来である。学習のためにそれぞれの場所に散っていった生徒たちが、戻ってくる学級を「ホーム(Home)ルーム(Room)」表現することの意味は、大きいものと解される。

2 特別活動の変遷

教育課程における特別活動は、1947年学習指導要領一般編(試案)により、小学校4年生以上の小・中学校必修教科として位置づいた「自由研究」(高等学校は翌年、選択科目として位置づいた)に端を発すると言われている。

その後小学校は、「教科以外の活動」(1951年)、「特別教育活動」(1958年)、「特別活動」(1968年)の名称で、現代に至っている。中学校は、「特別教育活動」(1949年)、「特別活動」(1969年)の名称になった。高等学校は、「特別教育活動」(1949年)、「教科以外の教育活動」(1970年)、「特別活動」(1978年)の名称となり、現代に至っている。名称の変更とともに、活動内容も整理され、現在の小学校が4領域、中学校・高等学校3領域となった。

当初の「自由研究」は、「自発的な活動のなされる余裕の時間」「個性の伸長に資し、教科の時間内では伸ばしがたい活動のための時間」を目的として設定された「教科」であった。この趣旨は、1998年(高等学校は1999年)に学習指導要領で設定された「総合的な学習の時間」に通じるところがある。

さらに内容面から見ると、①他の教科の発展としての自由な学習②クラブ組織による同好的な活動③当番や学級委員などの自治的活動に分けられていた。この趣旨から、後年の「特別活

動」の意図が明確になっている。しかし、磯島(2014)によると、学校現場では①の活動に伴い、他教科の補充学習的に扱われるようになり、結果的に廃止の運命をたどることとなった。

その後の名称変更とともに教科の意味合いを払拭して、生徒の自主的な活動を推進する形態に変化・発展していった。それは教員主導による教育形態である「教科」から、より生徒自身による自主的な活動を整備する必要性が生まれてきたからと言われている。また、高等学校に対しても同様の通達が出された。

活動の柱としては、学級活動やホームルーム活動、児童会・生徒会活動が中心に据えられてきた。「特別教育活動」の当初は、別に「学校行事」が教育課程の一つに位置づけられ、その内容は「儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足、学校給食などを適宜行うものとする」として規定されていた。

学校行事が位置づいたのは、1968年小学校、1969年中学校の学習指導要領改訂で「特別活動」の名称が使われた時からである。また高等学校に関しても、1970年の「各教科以外の教育活動」の名称から学校行事が位置づいた。

その経過で、学習指導要領の理念も「現代化」「新しい学力観」「ゆとりと生きる力」「学力の三要素」などの変遷を辿ってきている。それに伴って、目標に「人間関係」が加わるとともに「自己の(在り方)生き方を深め」の文言が見えてきた。

3 特別活動の現状と課題

現行の特別活動において、高等学校を中心に現状と課題を見してみる。

2009年の高等学校学習指導要領の改訂に際して、改善の基本方針として示されたことは、下記の通りである。(文科省(2009))

- ①特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割の明確化
- ②公共の精神と社会性の育成、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成の重視
- ③自主的、自発的な活動の一層の重視
- ④体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢集団による活動の一層の重視

その上で高等学校では、特に「望ましい集団活動の展開と望ましい集団の育成」「個人的な資質の育成」「社会的な資質の育成」「自主的、実践的な態度の育成」「人間としての在り方生き方についての自覚と自己を生かす能力の育成」等をもとに、目標を定めている。

以下、高等学校における特別活動の実際を見してみる。

(1) ホームルーム活動

ホームルーム活動は、毎朝のショートホームルーム(以下「SHR」と呼ぶ)と学校によっては帰りのSHRが行われている。さらに、時間割内にロングホームルーム(以下「LHR」と呼ぶ)が設定されている。

そもそもホームルーム活動の目標は、「望ましい人間関係の形成」「集団の一員としてよりよい生活づくりへの参画」「問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度の育成」に置かれている。

SHRは時間的にも短く、担任の指示伝達に重きが置かざるを得ないのが現状である。それに対しLHRは、年間計画を設定し計画的に取

り組んでいる。その計画作成段階でも、生徒の発想を生かしながらの運営が行われている。しかし、レクリエーション的な活動を通じた人間関係の形成は図られるものの、「よりよい生活づくりへの参画や問題を解決」等問題提起や話し合いなど、生徒が主体的に取り組む活動に関しては欠けているくらいは否めない。

ただ、LHRを通して「健全な生活態度の育成」は担任の力量で取り組まれており、さらに、学校行事等と関連して、生徒を主体とした話し合いの場の提供はなされている。

(2) 生徒会活動

生徒会活動の目標は、「望ましい人間関係の形成」「集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画」「協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度の育成」に置かれている。

本来生徒会活動は、全生徒で構成される組織である「生徒会」によって、学校生活の充実や発展、及び改善や向上をめざして、自発的・自治的に行われる活動である。生徒会活動の範疇には、生徒にとって大きな位置づけとなる「部活動」も含まれている。生徒会活動を通して、組織における個々の役割の理解や遂行の意識を育むことができる。

加えて、教員と生徒の関係においても、指導者対学習者の関係を超越して、対等な議論の場を創ることも可能になる。

生徒会活動は学校による実態も様々であり、教員の指導組織(生徒会指導部や特別活動部等)も動きすぎる生徒を制御しなければならない場合や、逆にいかに躍らせるかに苦慮する場合等がある。指導組織としての意識や力量が大きく

左右するのが実際に、指導者としての得手不得手ははっきりしている部分も多い。また生徒の感覚も、生徒会活動は一部の生徒会役員が行うもので自分たちには直接関係ない、と言うような意識も少なくはない。実際、生徒会役員のことを「生徒会」と称している例もある。

しかし、生徒同士の人間関係の形成や望ましい集団活動の構築に際して、生徒会活動を通して学びうることは、極めて大きいのが実際である。生徒会活動が充実している学校は、生き生きとした学校生活を過ごしている。

(3) 学校行事

学校行事の目標は、「望ましい人間関係の形成」「集団への所属感や連帯感の深化」「公共の精神」「協力してよりよい学校生活や社会生活を構築する自主的、実践的な態度の育成」に置かれている

学校行事は、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」の5点を位置づけている。また、行事の目的や種類に応じて全校単位、学年単位、それらに準ずる集団を単位としており、ホームルーム活動や生徒会活動とも連携しながら実施されている。

学校行事の大きな特徴は、非日常性にある。「儀式的行事」では、学校の方針や儀式本来に求められる格式などに左右される。しかし、「文化的行事」や「健康安全・体育的行事」では、生徒が教室とは異なる表情を見せることもある。さらに「旅行・集団宿泊的行事」では、生徒の本来の姿が現われ、その取り組みから生徒理解が深まることは多々ある。「勤労生産・奉仕的行事」は、まさに非日常的な活動であり、

キャリア発達が促される活動である。

そのような意義を達成させるためにも、計画的・継続的な運営が必要である。特に修学旅行等の「旅行・集団宿泊の行事」に関しては、ともすると該当学年等に委ねる傾向がないとは言えない。しかし、学校として行事の目的を明確にし、一定の方向性を持ちながら、継続的な運営を行うことが求められる。

(4) 教育課程として

(3) で挙げた通り、特別活動によって、何をめざすのか。そのための準備や運営の状況はどうか。実施の結果はどうであったのか。改善すべき点は何なのか。すなわち、教育活動としての目的を持ち、教育課程の一環として明確に位置づけることが必要となる。その上で、しっかりとしたPDCAサイクルに基づいた運営を行っていくことが求められる。

4 新学習指導要領

2017年3月、小学校及び中学校の新学習指導要領が告示された。その中で、特別活動の目標が、下記の通り改定された。

小学校「特別活動」の目標は、以下である。「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。」(傍線部筆者)

中学校「特別活動」の目標は、基本的に小学校と同様である。唯一異なる表現が、(3)の「自己の生き方についての考えを深め」が「人間としての生き方についての考えを深め」となっていることである。

このように、目標の中に目指すべき「資質・能力」が明記されるようになった。これらについては、今回の学習指導要領の改訂が中教審(2016)による「育成を目指す資質・能力」として位置づけられている、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の3つの柱に依拠していることによる。実際、中教審(2016)の別添資料による「特別活動において育成を目指す資質・能力」をもとに、上記の目標の(1)(2)(3)が設定されている。

まだ告示されていない高等学校を例に見ると、「特別活動において育成を目指す資質・能力」として挙げられていることは、次の通りである。

「知識・技能」

○多様な他者と協働する様々な集団活動の意義の理解。

○様々な集団活動を実践する上で必要となる

ことへの理解や技能。

「思考力・判断力・表現力等」

○所属する様々な集団や自己の生活上の課題を見だし、その解決のために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したり、人間関係をよりよく構築したりすることができる。

「学びに向かう力・人間性等」

○自主的・実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かし、人間関係をよりよく構築しようとしたり、集団生活や社会をよりよく形成しようとしたり、人間としての在り方生き方についての考えを深め自己の実現を図ろうとしたりする態度。

中教審(2016)では、それぞれの教育活動において、「見方・考え方」が提示されている。特別活動における「見方・考え方」としては、集団や社会の形成者としての見方・考え方と位置づけて、「各教科等における「見方・考え方」を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けること」としている。

ここで、「人間関係の形成」「集団生活の構築」「社会への参画」「自己実現」等、従来のキャリア教育の視点で主張されてきたことが、今回は盛り込まれていることになる。実際、小学校・中学校の新学習指導要領では、特別活動の中の活動である「学級活動」において、その内容として「学級や学校における生活づくりへの参画」「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」とともに、「一人一人のキャリア形成と自己実現」を挙げている。

その上で、中教審答申(2016)では特別活動の系統性を踏まえて、小・中・高等学校から社会人に向けて、特別活動における各活動を整理するとともに「見方・考え方」を図式化している。その図式によると、特別活動の各活動は、下記のように位置づけられている。

「学級活動・ホームルーム活動」では、「職業生活、家庭生活を支える基盤としての集団における活動」と捉え、広く集団的・社会的意識の高揚を目指している。

「児童会活動・生徒会活動」では、「地域社会の自治的な活動」と捉え、そのために情報収集能力や協働による問題解決等を目指している。

「学校行事」では、「様々な者で構成される大きな集団で一つの目標に向かっていく活動」と捉え、地域との関わりや多様性の受容等を目指している。

このように、特別活動の各活動の系統性ととともに、職業生活や社会生活を視野に入れた取り組みが、より一層明確に示されており、従来の特別活動をさらに踏み込んだ指導が、求められていくことになる。

5 今後の展開

特別活動が、教育課程の構成領域であることに変わりがない。そのためにも、生徒の現状を踏まえるとともに、教育が本来持つ目標や、それらを具体化する各学校の教育目標を踏まえた展開が求められている。

現在の学校教育の大きな目標は「生きる力の育成」であることに異存はない。その上で、上記のように「育成を目指す資質・能力」を明確にすることが必要となる。さらに、変化の激し

い現代において、変化に柔軟に対応できる資質が必要であり、そのための知の総合化、人間関係の形成や組織内における役割の理解、種々生み出される情報の適切な活用、さらに多様性の受容等が重要となってくる。

それらをもとに、高等学校における特別活動の各活動について、下記の通り例示してみる。

(1) ホームルーム活動

ホームルーム活動は、ホームルーム集団の中で自己を生かし、他者の存在や思いを理解し、これからの社会の形成者として必要となる資質を育むことが求められている。

そのために、例えば学校行事への対応や学校生活での課題等の問題を捉え、生徒の主体性を促すような仕掛けを行って、集団への寄与を明確にした取り組みが考えられる。加えて、今後の社会生活への適応を踏まえた問題等を考え、それに対する意見表明や異なる意見の受け入れなど、人間関係の構築や社会生活への参画を明確にした取り組みが考えられる。

また、キャリア教育の推進に関して、教科・科目での実践はもちろん、ホームルーム活動の活用が大きな要因となりうる。単に進路指導的な活動に終始することなく、在り方生き方の構築や将来への見通しを明確にする取り組みを行い、自己実現に資する取り組みが重要となる。

このようにホームルーム活動も、活動することが目的ではなく、その中に生徒の育成を目指す資質や能力を明確にした計画と実施が必要となってくる。その上で、それぞれの活動を振り返り、自己評価を求めていくことで、活動の意図を明確にさせることが重要となってくる。

(2) 生徒会活動

生徒会活動は生徒総会を頂点に、執行する役員と関係委員会を中心に活動が行われる。

生徒会活動では、部活動や生徒会行事などの日常的な学校生活の運営、学校の諸問題の発見や確認、及び改善を図ることが行われる。基本的には選挙で委任を受けた役員を中心に、各クラスから選出される委員で運営されている。生徒会活動でもっとも重要なことは、生徒一人一人が生徒会の組織の構成員であり、常に活動全般への意識や関心を醸成させることである。そのためにも、身近な組織である必要がある。

委任を受けた役員や委員は、構成員の個々の思いや状況をしっかりと認識するように図らなければならない。このためには、多様性への理解と容認が求められるとともに、方向性を明確にするための意見表明が必要となってくる。

このように、生徒会活動を通して人間関係や生徒集団の適切な構築、生徒自身の参画意識、そのための思考力や判断力、表現力等の資質を育むことができる。さらに、生徒会の構造そのものが社会生活を反映したものとすることで、主権者教育の意義を持たせることもできる。

(3) 学校行事

学校行事は、従来の通り「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足・集団的行事」「勤労生産・奉仕的行事」に分類される。

この中で「儀式的行事」は、学校としての積み重ねや方針が前面に出ることが多い。しかし、その中で生徒の主体的な関わりを促すために、活動の意義を明確にするとともに、生徒自身の振り返りをもとにした改善点などの評価を行うことが必要となる。

「文化的行事」と「健康安全・体育的行事」は、多くの学校で生徒会活動の一環として実施されている。したがって、生徒の意欲を喚起させる指導が必要となる。

「遠足・集団的行事」は、生徒の意志をどこまで反映させるか、学校による差が大きいのと思われる。いずれの場合でも、非日常の活動として意図することを明確にすることを通して、主体的な参加を促し、生徒自身が自浄努力する姿勢の構築が必要となってくる。

「勤労生産・奉仕的行事」は、近年インターンシップやボランティア活動として、その取り組みが増加している。これらは、基本的に生徒自身の意志に基づく活動となる。そのためにも参加することが目的ではなく、明確な意図や目的、活動の成果の学習活動への反映が重要となってくる。すなわち、事前・事後の学習で、その成否が問われることとなる。

学校行事全般に求められる資質は、非日常的な学習の中での主体性であり、活動を通して社会生活への参画である。そのために、活動も目的や活動を通じた学びの浸透が必要になる。

6 教育課程としての特別活動

田口(2016)では、特別活動が「社会環境の変化に伴って生起する様々な諸問題を取り上げて、生徒自身に考えさせ、自己決定を支援する場としても重要な役割を果たしてきた」と、その役割を明言している。これらのことは、教科・科目だけでは成し得ないことであり、各教科・科目と関連付けながら、その特色を生かした活動が必要となってくる。

中教審(2016)では、「どのように学ぶか」

の視点から「主体的・対話的で深い学び」が求められている。これは、教育課程の構成領域である特別活動にも求められることである。特別活動は、従来から知識注入型の取り組みではないが、ともすると場当たりの活動で、計画性が不十分な傾向は否めないところである。

今後、上記のように生徒の主体性を意識しながら、特別活動による学びがより深いものとなるように、十分な計画性と系統性、さらに振り返りを行うことが必要である。そして、学校現場として、それぞれの活動で育成する資質や能力の明確化を図ることが、今後ますます重要となってくる。

【参考文献・引用文献】

- 文部科学省(2009)『高等学校学習指導要領解説特別活動編』
- 中央教育審議会(2016)『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)』
- 磯島秀樹(2014)「特別活動のあり方についての一考察」『プール学院大学研究紀要第55号』pp.153～167
- 長谷川誠(2015)「中学校・高等学校のキャリア教育における「特別活動」の役割-不安定化する社会で求められる「能力」形成に注目して-」『佛教大学教育学部学会紀要第14号』pp.95～108
- 田口裕(2016)「特別活動の指導内容に関する一考察」『広島工業大学紀要教育編第15巻』pp.15～24